

※卸売市場法の改定（令和2年6月21日施行）に基づき、高知県西部地方卸売市場の売買取引の方法及び決済方法について公表いたします。

【売買取引の方法及び決済の方法】

高知県西部地方卸売市場

事項	内容
売買取引の方法	卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。
決済の方法	<p>取引参加者間における決済の支払期日、支払方法等（以下「決済の方法」という。）は、次のとおりとする。ただし、個別に決済に関する契約を結んでいる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 委託者と卸売業者との間の決済の方法 受託物品の卸売をした卸売業者は、委託者と決定した期日までに、売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を現金又は口座振替により委託者に支払う。</p> <p>(2) 出荷者と卸売業者間との間の決済の方法 卸売業者は、出荷者と決定した期日までに、買い受けた物品の代金を現金又は口座振替により出荷者に支払う。</p> <p>(3) 卸売業者と買受人との間の決済の方法 買受人は、卸売業者と決定した期日までに買い受けた物品の代金を卸売業者と決定した支払方法により支払う。</p> <p>(4) 仲卸業者と買出人との間の決済の方法 買出人は、仲卸業者と決定した期日までに買受代金を仲卸業者と決定した支払方法により支払う。</p> <p>(5) 上記に規定する場合以外の決済方法 取引参加者当事者間で決定した決済の方法による。</p>